

注文書条項

契約文書:発注者(以下、「甲」という)と受注者(以下、「乙」という)との間で、別途購買契約書が締結され、それにもとづき注文書が発行される場合を除き、本注文書とその添付書類は本注文書に規定する物品またはサービスに関する甲乙間の唯一の契約条項となります。乙の提案書、見積書および請書を含む、他のいかなる書類も甲の書面による承諾がない限り、本契約の一部となりません。本契約に関する甲の権利は、甲の書面による場合を除き、放棄または変更されません。

価格と税金:価格が本注文書または購買契約書に記載されていない場合は、価格は乙の顧客に対するその時の最優遇価格(消費税込み)とします。乙は本注文書にもとづく物品またはサービスの提供に課せられるすべての税金を負担するものとします。ただし、消費税及び地方消費税については適用外とします。

支払条件:甲は、(i) 当月10日までに乙により納入された物品またはサービスに対する代金であって、かつ甲の要求する内容を記載した請求書を当月の11日(甲の休業日の場合は翌営業日)までに提出したもののについて翌月20日(銀行の休業日の場合は翌営業日)に、また(ii) 当月25日までに乙により納入された物品またはサービスに対する代金であって、かつ甲の要求する内容を記載した請求書を当月の26日(甲の休業日の場合は翌営業日)までに提出したもののについて翌々月5日(銀行の休業日の場合は翌営業日)に銀行振込により乙に支払います。契約通りに支払いが行われなかった場合、乙はその旨を甲に連絡し、甲は直ちに支払いを行うものとします。

乙の請求書に基づく甲による代金の支払いは、物品またはサービスの検収完了と看做されず、当該物品またはサービスは、関連する仕様書に定める受入・検収基準に基づく検査、テストによりその合否が決定されるものとします。甲または甲の顧客は、自らの選択によって、(i) 受入・検収基準に適合しない物品若しくはサービスの受領を拒絶しかつ既に支払済みとなっている代金の返還を求めるか、または、(ii) 乙に対し、甲の書面による指示に従い、無償かつ適時に、物品を修理若しくは交換させ、または、サービスを再履行させることができるものとします。乙が資本金3億円以下で、本注文の内容が下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号、以下「下請法」という)に定義される製造委託、修理委託、情報成果物作成委託または役務提供委託である場合は、本注文書に別段の記載がない限り、物品納入後15日を経過した日を検査完了日とします。

解約:甲は、解約事由の有無にかかわらず本注文書を解約することができるものとします。ただし、乙が資本金3億円以下でかつ本注文の内容が製造委託、修理委託、政令で定める情報成果物作成委託および役務提供委託である場合には、乙の責めに帰すべき事由が存しない限り、本注文書を解約することはできないものとします。甲が、本項に従い解約事由なくして注文書を解約した場合には、甲は、乙が仕掛品について解約日までに直接かつ現実に発生した相当の費用を乙に支払うものとします。費用の支払期日は別途甲乙協議のうえ決定するものとします。ただし、かかる費用は本注文書に定める金額を限度とするものとします。

輸入:物品が他の国において輸出入される場合、乙は責任をもって、かかる輸出入に関連する法律上、規制上および行政上の要件をすべて遵守し、関連する関税、税金および料金を支払うものとします。

梱包と輸送:乙は次に掲げる事項を遵守するものとします。(i) 甲が別途定める原産国表示規定および輸出に関するすべての規定を遵守すること、(ii) 関連するすべての梱包および表示仕様を遵守すること、(iii) (i) および(ii) についての最低限必要な条件は、甲に輸出される物品に適用されるそれぞれの指示書に明記される) (iii) 本注文書に記載された輸送経路に関する指針を遵守し、出荷輸送指針に従うこと、(iv) 甲の特別な許可がない限り、運賃の高い輸送手段を使用しないこと、(v) 船積み貨物、航空貨物にかかわらず全ての貨物について、たとえ仕向地が同一であっても、出荷日が異なる場合には、一つの船荷証券や航空運送状に取りまとめて出荷してはならないこと、および(vi) 甲へのFOB出荷の場合はすべて、保険金額を明示したり、追加での付保は行わないこと。

納期遅れ:乙が納入期日に納品しない場合は、甲は他の取引先から代替品を購入することができ、乙は甲が被ったすべての追加費用および損害に対して責任をもつものとします。乙は、本注文書に明記された納期を遵守できない場合は、その旨を直ちに甲に連絡するものとします。

保証:乙は次に掲げる事項を保証するものとします。(i) 乙が本注文を受注する権限を有していること、及び、乙による本注文の履行が、その負担において、現在および将来において適用を受けるいかなる契約、義務(乙とそのエンド・ユーザーとの間の契約もしくは義務を含む)法律、規則、もしくは命令(環境法および腐敗防止法を含む)にも違反していないこと。(ii) 本注文における甲の権利を制限するおそれのある、乙に対する請求、担保権もしくは訴訟は存在せず、またそのおそれもないこと。(iii) 本注文書に定める物品またはサービスは第三者のプライバシー権、パブリシティ権、名誉、または特許権(実用新案権および意匠権を含む)、商標、著作権その他の知的所有権を侵害しないこと。(iv) 法令上許容される範囲で、すべての著作者が、物品に関する著作者人格権(適用法令の下で著作物の著作者について認められる人格権)を主張しないことに同意していること。(v) 物品は設計(ただし、甲が提供した書面による設計が乙の仕様に完全に基づくものでない場合は除く)、原材料、および製造のいずれの面においても瑕疵がないこと。(vi) 出荷日から本注文書に定められた期間、本注文の保証、仕様および要件(品質要件を含む)に合致するものであること。(vii) 物品は、本注文の保証、仕様、および要件に合致した使用方法であれば安全に使用できること。(viii) 乙は、電子的手段により、遠隔的にプログラム製品を使用不可とする等の法律上の手続きによらない自力救済行為を行わないこと。(ix) 本注文書に定める物品には有害コードが含まれていないこと。(x) 何らかの方法で通貨データを取り扱う物品とサービスはいずれもユーロ対応済みであり、それらに関連する説明資料に従って使用された場合に、通貨データをユーロ建て正しく処理することができ、またユーロ通貨制定条約(ユーロの通貨記号も含む)に配慮がなされていること。(xi) 物品およびサービスはいずれもモントリオール議定書で定義され、または甲が書面にて指定したオゾン層破壊物質(ハロン、クロロフルオロカーボン(CFC)、ヒドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、メチルクロロホルム(トリクロロエタンを含む)、四塩化炭素など)を含まず、また、これらを使用して製造されたものでないこと。(xii) 甲の書面による別段の承諾がない限り、本注文書にもとづき甲に納入する物品はすべて新品であり、中古部品や補修された部品を含まないこと。(xiii) 乙は、甲のために処理した、個人を特定できる情報(以下、「個人データ」という)を使用、開示、または国外へ移転しないこと。ただし、本注文を履行するために必要な場合を除く。(xiv) 乙は、あらゆる個人情報の保護に関する適用法令その他規則を遵守し、個人データに対して適切な技術的及びその他の保護施策を実施し、維持すると共に、乙が所持する個人データへのアクセス、修正、または破棄を甲が要求した場合はそれに全面的に協力すること。(xv) 乙は、すべての輸出入に関する適用法令、規則、命令および方針(米国以外へのテクノロジーまたはソフトウェアの公開または移転に関するすべての必要な通関要件、適切な関係官庁からの輸出入許可および免除、および適切な関係官庁への届出および開示などを含む)を熟知し、それらを完全に遵守すること。(xvi) 乙は、甲が提供したテクノロジー、ソフトウェア若しくは商品、またはそれらの直接的な生産物をU.S. Export Administration RegulationのCountry Group D:1およびE:2(随時改訂されるものに従う)にリストされた国またはその国民へ輸出しない(間接的か直接的かを問わない)こと。ただし、適切な官庁の許可証または法令により認められている場合は除く。

知的所有権およびその他の事項等に関する補償:乙は甲に対して、甲(甲の親会社、子会社その他関連会社を含む)が物品またはサービスを使用、譲渡その他の移転、販売および提供するため、ならびに本注文書にもとづく権利を行使するために必要な実施権または使用权を許諾するものとします。乙の物品またはサービスが何らかの知的所有権を侵害していること、または乙の本注文書所定の保証および義務に違反していることから生じるいかなる請求からも、乙は甲(甲の親会社、子会社、その他関連会社またはそれらの顧客を含む)を防御し、免責し、かつ補償することに同意します。このような請求がされた場合には、乙は、自己の費用負担で、以下の救済手段のうち最初に実行可能なものを行うものとします。(i) 本注文書で許諾された権利を甲のために取得する、(ii) 当該物品またはサービスを、権利侵害とならず、本注文書および仕様に適合するように変更する、(iii) 当該物品またはサービスを本注文書および仕様に適合した、権利侵害とならないものと交換する、または(iv) 権利侵害となる物品の返却および権利侵害となるサービスの取消を認め、支払済の全額を返還する。すべての著作者が、物品およびサービスに関し同一性保持権その他の著作者人格権を行使しないことに同意しているものとします。

責任の制限:法律で許容される限り、甲(甲の親会社、子会社その他関連会社を含む)はいかなる場合でも、逸失利益、付随的損害、間接損害、拡大損害、特別損害、または懲罰的損害の賠償責任は一切負わないものとします。

譲渡:乙は、甲の書面による承諾がない限り、本注文書上の乙の権利または義務を譲渡、または下請させることはできないものとします。かかる制限に違反する譲渡はすべて無効とします。ただし、乙が下請法に規定する下請事業者に該当する場合であって、乙の甲に対する売掛債権を、信用保証協会および中小企業

(Ver.2005.02.28)

信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し債権譲渡する場合にはこの限りではありません。かかる場合、乙は甲所定の手続きに従うものとします。

機密情報:両当事者が機密保持契約書を別途締結している場合を除き、本注文書に従って両当事者間で交換される情報はすべて機密でないものとみなされます。乙が甲に提供する、乙の従業員または他の法人に関する業務上の個人情報については、乙がかかる従業員または他の法人に十分な説明を行った上で、これらの者から、かかる情報を甲に開示すること、および甲がそれを本契約に関連して使用することができることの同意を取得するものとします。

準拠法:本契約には、日本国の法律が準拠法として適用されます。

その他:信頼性のある手段により作成された本契約の複製は、本契約の原本とみなします。法令に別段の定めがある場合を除き本注文に関するいかなる請求権も、請求原因が発生したときから2年間を経過した場合には、時効により消滅します。本契約に関して、訴えを提起する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。